

〒 503-2495
揖斐郡池田町六之井 242-1

2025 年 3 月 3 日

池田高等学校

学校長 殿
奨学金ご担当者 様

公益信託 岐阜トヨタ自動車交通遺児支援基金
芝 139-募集案内No.21-21

公益信託 岐阜トヨタ自動車交通遺児支援基金
受託者 三井住友信託銀行

公益信託 岐阜トヨタ自動車交通遺児支援基金
支援金応募のご案内

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般の岐阜県高等学校長協会総会の席上にてご案内いたしました「公益信託岐阜トヨタ自動車交通遺児支援基金」来年度募集につきまして、貴校在学中の生徒に受給対象者がいらっしゃるようであれば、当基金の支援金に応募されるようお勧めいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

つきましては、下記の書類をお送りいたしますので、お忙しい中恐縮ではございますが、校内に当基金の周知をお願いするとともに、応募書類の取りまとめをお願いいたします。応募される生徒数に制限はございませんので、対象者が複数いらっしゃるようであれば、用紙をコピーしてお使いください。

なお、当年度以前に当基金の支援金の給付を受けた生徒について来年度も給付を希望される場合、募集要項を参照の上、再度「交通遺児届出書」をご提出ください。

まずはご案内とお願いまで申し上げます。

添付書類

- | | |
|-----------|-----|
| ① 募集要項 | 1 通 |
| ② 交通遺児届出書 | 1 通 |

敬 具

《本件に関するお問い合わせ・申請書送付先》

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
岐阜トヨタ自動車交通遺児支援基金 申請口

TEL 03-5232-8910 (受付：平日 9 時～17 時) FAX 03-5232-8919

公益信託 岐阜トヨタ自動車交通遺児支援基金

2025 年度 募集要項

1. 趣旨

この公益信託は、不幸にして交通事故により経済的・精神的打撃を受けた家庭の子弟の学業継続を支援し、もって社会有用な人材を育成することを目的として、岐阜トヨタ自動車株式会社により設定されました。

2. 要項

応募資格	下記事項全てに該当する方が対象です。 (1) 岐阜県内在住の交通遺児 (2) 岐阜県内の高等学校、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に在学する方 (高等専門学校に在学する場合は、第1学年から第3学年に在籍の方に限ります。)
支援金額	年額50,000円(返還不要)
給付時期	8月末日を目途に、ご本人(又は保護者)名義の銀行口座等にお振込みします。
給付期間	最長第3学年まで(継続して給付を希望する方は年度毎に申請してください。)

3. 応募方法

在学する学校長を通じて、以下の申請書類一式を下記宛先へご郵送ください。なお、書類は返却いたしませんのでご了承ください。

申請者	提出書類
初めて申請する方	支援金を希望する方は、以下の書類をご提出ください。 (1) 交通遺児届出書 (2) 交通事故証明書(コピー可) (3) 在学証明書(コピーの場合は、学校長の原本証明要)
2回目以降の申請の方	既に支援金を受給した方で継続して給付を希望する方は、以下の書類をご提出ください。 (1) 交通遺児届出書

4. 募集期間

2025年4月1日(火)～2025年5月12日(月) (消印有効)

5. 選考方法及び結果通知

募集締切り後に開催する当基金運営委員会において選考決定の上、2025年7月下旬に結果を学校長を通じてご本人(又は保護者)宛に書面にてお知らせします。

6. その他

- (1) 支援金は、指定の銀行口座等(本人又は保護者名義)へお振り込みします。
- (2) 交通遺児届出書をご提出頂く際は、封筒表面に『届出書在中』と明記してください。

【申請書の提出先・問い合わせ先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
岐阜トヨタ自動車交通遺児支援基金 申請口
TEL 03-5232-8910 (受付: 平日 9時～17時) FAX 03-5232-8919

(※) 公益信託とは

個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。

交通遺児届出書（新規・継続）

いずれかに○印

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

掲題公益信託による支援金給付を受けたく、下記のとおり申請します。

なお、この書類に記載する氏名・住所等の個人情報（健康状態に関する事項を含む）は、支援金給付対象者の選考等基金の運営に必要な範囲で、運営委員会等への提供に加えて信託管理人や主務官庁等に開示することに同意します。

また、給付が決定した場合は、氏名・学校名等の個人情報が主務官庁へ開示されることに異議ありません。

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

年 月 日

本人	フリガナ			
	氏 名	(自署)		
	生 年 月 日	西暦	年	月 日
	現 住 所	〒 —		
	学 校 名	高等学校 年生（本年4月時点）		
現在の保護者	フリガナ			遺児との続柄（ ）
	氏 名	(自署)		
	生 年 月 日	西暦	年	月 日 (歳)
	現 住 所	〒 — TEL ()		

以下の太枠内については、既に支援金の給付を受けた方は記入不要です。

交通事故により死亡した	氏 名	遺児との続柄（ ）			
	死亡年月日	年	月	日	
	事故発生日時	年	月	日（午前・午後）	時 分頃
	事故発生場所				
	取扱警察署	警察署			

上記の記載事項に相違ないことを証明します。 年 月 日	学校住所	〒 — TEL ()
	学 校 名	高等学校
	学校長名	印 (裏面あり)

《注意》
 必ず、学校長を経由して書類を提出してください。
 新規で応募される方は、交通事故により死亡した事実が確認できる交通事故証明書および在学証明書を添付してください。既に受給中で継続して給付を希望する方は、交通事故証明書および在学証明書は不要です。

奨学金振込口座届

ゆうちょ銀行をご指定の場合、支店名欄には振込用の店名（3桁の漢数字）、口座番号欄には7桁の振込口座番号をご記入ください。

お振込先	銀行名	☑をつけてください	支店名	☑をつけてください								
		☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 農協		☐ 支店 ☐ 出張所 ☐ 営業所								
預金種別	普通預金 ゆうちょ銀行の「通常貯金」も「普通預金」として取り扱います。	口座番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>									
お受取人	【ご留意事項】 必ず奨学生ご本人様名義の口座をご記入ください。	フリガナ										
		口座名義										

※この申請でご提供いただく振込口座情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

①現在、次の各号に掲げる者（以下これらを「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G. その他前各号に準ずる者

②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為